

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
道路法（昭和27年法律第180号） 第24条	道路管理者以外の者が行う工事の承認	道路管理課

- 1 審査基準は、別添の盛岡市道路工事等基準（昭和49年1月5日市長決裁）及び道路占用許可条件（平成4年3月30日市長決裁）に定める基準を審査基準とする。
- 2 標準処理期間は、20日とする。ただし、トンネル、橋等大規模な工作物の工事のときは、25日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。